NPO法人ひょうご働く人の相談室
2024年冬号
神戸市中央区古湊通１丁目２－５ DAIEI ビル 301
☎:078-945-7703 Fax:078-382-2124

『フリーランス新法』がスタートしました

働き方が多様化するなかフリーランスの保護が注目されるようになり、11 月１日に「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」が施行されました。難しい名称ですが、フリーランスが安心して働ける環境を整備するための法律です。報道では「フリーランス新法」や「フリーランス保護法」といった名称が使われており、ここでは「フリーランス新法」と称します。

◆フリーランスってだれ？

新法ではフリーランスを「特定受託事業者」とし、従業員を持たない個人事業者や、代表１人だけの法人を指します。業務委託事業者や特定業務委託事業者という言葉も出てきますが、発注者を指しています。業務の発注者と、受託するフリーランスとを比べると、情報の格差があるうえ、発注者の方が経済的に有利な立場にあります。例えば、発注者が「価格を下げてくれないと、あなたとはもう契約しないよ」と言われるとどうでしょう。フリーランス側は無理してしまいますよね。

こうした契約上の不均衡を前提に、フリーランスを保護するため、新法は「取引の適正化」と「就業環境の整備」を目的としています。フリーランスの仕事を例に挙げると、個人経営のドライバー、一人親方の大工、芸能従事者、フリーライター、講師・インストラクター、士業、ウェブデザイナー、アニメーターなどさまざまあり、今後も職種の広がりが予想されます。

◆新法で何が変わるの？

フリーランス新法が定める内容を次に示します。

■発注事業者の義務項目
① 書面等による取引条件の明示
② 報酬支払期日の設定・期日内の支払
③ 禁止行為（報酬の減額、返品、買いたたき、購入・利用強制など）
④ 募集情報の的確表示
⑤ 育児介護等と業務の両立に対する配慮
⑥ ハラスメント対策に係る体制整備
⑦ 中途解除等の事前予告・理由開示

■発注事業者は３タイプに分けられ、次の順番で義務項目が多くなります。
・従業員を使用しない発注者→①
・従業員を使用する発注者→①②④⑥
・一定の期間以上継続して業務を委託する発注者→①②③④⑤⑥⑦
「一定の期間」とは、③禁止行為が１か月、⑤育児介護配慮⑦中途解除の事前予告が６か月です。
（厚生労働省リーフレットより）

７つの義務項目のうち、いくつか、具体的に見ていきましょう。

① は、すべての発注者に書面等（メール、ＳＮＳ含む）により取引条件を明示することを求めています。いわゆる「口約束」は認められません。書面等に盛り込む内容は「業務の内容」「報酬の

額」「支払い期日」「発注者・フリーランスの名称」「業務委託をした日」などです。

② は、発注者が物品等を受け取った日から 60 日以内のできるだけ早い日に報酬支払期日を設定し、期日内に支払うことを求めています。

③ の禁止行為は、少し詳しく見ましょう。

- 受領拒否（注文した物品または情報成果物の受領を拒むこと）
- 報酬の減額（あらかじめ定めた報酬を減額すること）
- 返品（受け取った物品を返品すること）
- 買いたたき（類似品等の価格または市価に比べて、著しく低い報酬を不当に定めること）
- 購入・利用強制（指定する物・役務を強制的に購入・利用させること）
- 不当な経済上の利益の提供要請（金銭、労務の提供等をさせること）
- 不当な給付内容の変更・やり直し
（費用を負担せずに注文内容を変更し、または受領後にやり直しをさせること）

これらが禁止されているのは、一定期間（１カ月）以上の業務委託契約を結んでいる発注者です。

こんなこと本当に起きているの？　と思われるかもしれませんが、数々のアンケートで明らかになっており、弱い立場のフリーランスが泣き寝入りしている現状があります。

紙面が限られているので、もう少しだけ。

⑤ は、６か月以上の契約関係にある発注者はフリーランスの育児・介護に配慮しなければならないことを明示しています。例えば、「子の急病で作業時間が取れなくなった」と申し出たフリーランスに対し、発注者は何らかの対応をする必要があります。契約が６か月未満の場合は努力義務となります。

◆違反したらどうなるの？

フリーランスは、発注者に法違反と思われる行為があった場合には、公正取引委員会・中小企業庁・厚生労働省に対してその旨を申し出ることができます。また、違反行為があった場合、発注者は行政側から勧告、命令、指導を受けたり、場合によっては罰金の処分を受けたりすることもあります。

◆まとめ

フリーランス新法が保護対象にしているのは、特定受託事業者（フリーランス）です。労働者ではありません。ここでいう労働者とは、雇用契約を結んでいるかどうかという形式ではなく、就業の実態で判断されます。業務請負契約を結んでいたとしても、発注者とフリーランスの間に指揮命令関係があり、実態として労働者として判断されれば、労働関係法が適用されます。新法を活用する場合、まず入口で、労働者か、特定受託事業者なのかを判断することがとても重要です。迷うときは、労働基準監督署やフリーランス・トラブル 110 番などへの相談をお薦めします。

特定社会保険労務士　中部　剛

相談室の活動にご支援を・・・・・・・・・・

ＮＰＯ法人の活動は趣旨に賛同する会員・賛助会員の皆様とボランティアによって支えられています。活動を更に継続・強化していくために、賛助会員への加入、ボランティアなど皆様のご協力をよろしくお願いします。詳しくは下記より HP をご覧ください。

https://www.hataraku7703.org/

■ 郵便局へのお振込
記号・番号：00940-9-333625
■ ゆうちょ銀行へのお振込
店名（店番）：〇九九店【ゼロ キュウ キュウ店】
預金種目：当座　　口座番号：0333625
■ 近畿労働金庫へのお振込
店番：642（神戸支店）
預金種目：普通　　口座番号：8888247
■口座名義：NPO 法人ひょうご働く人の相談室